

～ 卷頭言 ～



法整備支援活動に参加して

九州大学名誉教授・弁護士
吉村徳重

法務省法務総合研究所国際協力部が JICA と共同して行っている法整備支援活動に私が参加するようになったのは、2002年6月にハノイで開かれたベトナム民事訴訟法に関する現地セミナーにおいて短期専門家として報告を担当したときからである。それ以来、2年足らずの限られた経験ではあるが、法整備支援活動に参加してきた者の一人としての感想を述べてみたい。

法整備支援活動が、「政府開発援助大綱」(以下、ODA 大綱という)の下で行われる開発途上国に対する法体制の整備支援である以上、ODA 大綱の掲げる理念に基づく国家的な支援活動であることというまでもない。したがって、法整備支援は、「開発途上国の自助努力支援」として、その国の市場経済導入による経済発展のための基盤を整備する支援だけではなく、その国の「平和、民主化、人権保障のための努力」を支援することを目指すものであると解される。しかし、現実の法整備支援活動がこのような理念をどの程度具体化できるかは、相手国の支援受入れに関する基本的態度と支援する日本側の人的・予算的支援体制如何によって、様々に異なってざるを得ない。ベトナム民事訴訟法の立法支援という限られた分野での短期間の経験に基づくこの点についての感想は以下のとおりである。

第一に、法整備支援活動は、相手国の支援受入れに関する基本的態度によって、どの範囲において受容され、その国の法制度としてどの程度具体化されるかが左右される。これまで「要請主義」や「マル投げ方式」などといわれてきた支援活動の在り方の個別的違いは、相手国の基本的受入れ態度に関わるところが大きい。私の参加してきたベトナムでは、外国の法整備支援活動がベトナム国の立法作業に直接関与することはありえない。ベトナム側の立法過程における参考資料として考慮されるに過ぎない。ベトナム側は、民訴法の立法過程において、「ワークショップを開催し、日本、アメリカ、フランス等の専門家からも、ベトナム民訴法草案に関する討議、建議がなされた。」と報告している。しかし、「ベトナムはいかなる国の民訴法も丸ごとコピーすることはない。ベトナムの国情に適した限りで外国の経験を選択的に参考にすることに過ぎない。」これは民訴法草案についての現地におけるワークショップにおいてベトナム側の立法担当者によって述べられたスピーチの結論的部分の一節である。

従って、法整備支援活動の在り方も相手国の要請との調整をしながら行わざるを得ない。例えば、私の関与したベトナム民訴法草案についての現地セミナー及びワークショップにおいては、常にベトナム側からあらかじめ議論すべき論点が提示され、日本側の専門家はその

論点に関連するテーマについて用意した報告を行ってきた。その報告において、民訴法における基本原則として、公開・対審の原則や審問請求権など「民主化、人権保障」にかかわる原則を明記すべきことや、この原則を個々の手続に反映するための提案を行うなどの配慮をしてきた。しかし、この報告をめぐる議論はベトナム側の司会によって展開し、議論の焦点はこうした基本原則とこれを反映する手続を検討するよりは、むしろ、現行ベトナム民事手続法令（民事事件解決手続に関する法令など）による実務の直面する具体的問題を解決するためには、どのような規定をおくべきかという点に集中することが多かった。そのことは、ベトナム民訴法の立法過程においては、現行民事手続法令の実施状況の総括を基礎とし、理解し易い、詳細かつ具体的な民訴法典の規定を制定するという立法方針が立てられていることの反映であると思われる。

第二に、法整備支援をする日本側の人的・予算的な裏付けのある組織的支援体制がどの程度整っているかという問題である。ことに相手国の立法過程において最も影響を及ぼしうる時点において、人的・予算的裏付けのある組織的かつ継続的な支援体制がとられたかどうかによって、その提案内容がどの程度具体化されるかが左右されるのではないと思われる。私が、2002年6月、ベトナム民訴法草案の現地ワークショップに参加したときには、既に437条に及ぶ詳細な第7次草案が完成していた段階であった。法務総合研究所の依頼によって第7次草案の英文訳を受け取ってから急遽2ヶ月足らずの準備をした上で、指示された論点について、日本法との対比による草案の検討をする報告を行った。しかし、ベトナム側の民訴法草案の編集委員会は、既に1993年に発足し、1995年には編集作業班による第1次草案が完成したのち、殆ど毎年のように意見聴取と検討を基礎にした第2次草案から第6次草案が発表され、2001年6月には第7次草案が完成していた。その間、日本側からも何名かの専門家が現地のワークショップに参加し報告をしてこられたようであるが、その多くは散発的であって、決して組織的・継続的であったとはいえない。私自身もこれまでの日本側の支援活動の具体的な内容を十分には理解しないままに、現地報告をせざるをえないという状況であった。

このことは、日本側の法整備支援体制を人的・予算的裏付けをもった組織的・継続的なものとするのが困難であったことを意味している。ことに法整備支援活動に組織的・継続的に従事することのできる専門家を十分に確保することは極めて困難であると思われる。法務総合研究所の教官の方々が、この点の手当てに苦勞されている事情がよく分かるだけに、法学研究者の側からの協力を容易にするための何らかの対策が必要であると思われる。

第三に、このような法整備支援を行なう側と相手方との諸条件の違いによって、支援活動の在り方やその具体的な成果にも差異が生ずることはやむを得ない帰結である。しかし、限られた条件のもとであっても、なお、できる限りの努力をして法整備支援活動を続けることが必要であり、かつ有意義であるというのが私の感想である。ベトナム民訴法の立法支援については、その後も2002年9～10月には、前後2週間にわたって立法担当者らとの本邦研修を行い、じっくりと話し合う機会をもつことができた。その後に入手した、2003年3月に成立した第9次草案には、第7次草案について現地及び本邦ワークショップにおい

て日本側の提案した基本的手続ルールの重要な部分が採用されていることが明らかになった。とくに、民事訴訟における当事者の積極的役割を強調する当事者主義（処分権主義と弁論主義）をより徹底した新しいいくつかの条文が新設されたことは特筆すべきである。ただ、当事者主義を原則としながらも、なお、裁判所の職権探知の余地を残していることから、いかなる場合に職権探知がなされるのか明らかでないなどの問題が残った。ことに、民訴法の適用範囲に含まれるとされている家族関係事件や非訟事件については、職権探知を認める特別手続が必要となると思われるが、その趣旨の規定を欠くなど様々な点において不十分な草案であることが明らかになった。

他方、ベトナム側の立法スケジュールによれば、2003年11月には国会のコメントを求めるための民訴法案の提出が予定されているところから、日本側の提案を十分に草案に反映させるための時間はあまり残されていない。そこで、ベトナム側の要請もあって、2003年8月には第9次草案についての現地ワークショップが開かれることになった。同時に、日本側としても、支援体制を強化するために、2003年6月にはベトナム側と民訴法支援のプロジェクト化について合意を結び、それに基づいて日本側のベトナム民訴法小部会（共同研究会）が結成されることとなった。このベトナム民訴法小部会は、専門家として、これまでも御一緒に支援活動をしていただいた井関正裕元裁判官のほかに、新しく酒井一立命館大学教授にも参加していただき、法務総合研究所の教官の方々と私も含めた共同研究会である。遅ればせながら日本側の支援体制の組織化が行われたわけである。以来、原則として毎月1回の例会を開き、ベトナム民訴法草案の検討を行ってきた。8月6日から3日間にわたる現地セミナーでは、あらかじめ提示された論点について3人の専門家で担当項目を分担して検討を重ねた結果に基づき報告と討論を行った。その内容の詳細については本誌に紹介されているので参照されたい。その結果が第10次草案を経て第11次草案にどのように反映されたかについては、いまだ確認するに至っていない（ベトナム語からの訳文が予算等の制約のためにまだ出来上がっていないためである）。いずれにしても、この第11次草案は既に国会に提出され、各界のコメントが求められている段階にあるものと思われる。

ベトナム民訴法草案自体は、さらに寄せられたコメントに基づいて検討された上修正を重ねて、最終草案として国会に提出されるまでには、なおかなりの期間を要するようである。日本側のベトナム民訴法共同研究会は、現地セミナー開催後も定期的に例会を開き、時間の制約等のため不十分であった日本側の提案を補充するための検討を続け、その結果を书面コメントとしてベトナム側に送付してきた。第11次草案がコメントを求めるために国会に提出された後にも、同様の活動を続ける意味があるかどうかは、現地との折衝を経た上で決するほかはないというのが現状である。

以上、法整備支援活動の在り方が、日本側や相手国の置かれた諸条件の制約によって、異なってきたことを示す一事例として、ベトナム民訴法の立法支援活動の経緯を紹介してきた。相手国あつての支援活動であるから、一定の制約があることは当然である。ただ、この経験から学び得る教訓があるとするれば、日本側の支援体制を継続的・組織的なものとするための条件整備が必要であることは疑いがない。そのための人的・予算的裏付けをいか

に確保するかという極めて困難な事情があることは既に述べたとおりである。法整備支援に対する一般国民の理解が必要なだけでなく、直接法律に関係する専門家としての実務家や研究者の理解と協力を得ることが不可欠であるというのが私の感想である。